

長門市文化財保存活用地域計画策定支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、長門市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 概要

- (1) 業 務 名 長門市文化財保存活用地域計画策定支援業務
- (2) 内 容 仕様書（別紙１）のとおり
- (3) 業 務 期 間 契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (4) 提案限度価格及び条件

【提案限度価格】 17,169,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳） 令和 8 年度 7,210,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 9 年度 7,124,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 10 年度 2,835,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、提案限度価格を超える提案については、無効とする。

【提案期間等】

本業務による公募型プロポーザル方式の提案期間は令和 11 年 3 月 31 日までとする。
本業務の実施に際しては、令和 8 年度から 10 年度までの債務負担行為を設定しているため、受注者は債務負担行為設定額を限度として、発注者と協議の上、翌年度以降の事業計画の変更を可能とする。

3 参加資格

本実施要領の告示日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有しているものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと
- (4) 長門市物品及び業務委託契約にかかる指名停止等の措置要綱（平成 26 年長門市要綱第 20 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。この場合において、国及び県において指名停止がある場合も参加資格はないものとする。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接

な関係を有するものでないこと。

- (6) 国税及び地方税について滞納がないこと（特別な理由により延納、徴収猶予が承認されている場合を除く）。
- (7) 過去5年間に市町村及び特別区の文化財保存活用地域計画策定支援業務の受注実績があること。

4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

実施内容	実施期間または期日
プロポーザル実施要領等の公表	令和8年7月17日（金）
質問の受付期間	令和8年7月17日（金）から 令和8年7月24日（金）17時必着
質問に対する回答	令和8年7月30日（木）
参加意向申出書提出期限	令和8年8月5日（水）17時必着
参加資格確認結果通知	令和8年8月12日（水）
提案書等提出期限	令和8年8月28日（金）17時必着
提案書に対する質問状の送付	令和8年9月4日（金）までに送付します
質問状に対する回答の送付	令和8年9月11日（金）17時必着
選考結果通知・公表	令和8年9月中旬予定
契約締結	令和8年9月中旬予定

5 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類等を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

① 参加意向申出書

- ア プロポーザル参加意向申出書【様式1】 1部
- イ 参加資格要件等確認書【様式2】 1部
- ウ 同種業務実績確認調書【様式3】 1部

(2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限まで必着のこと）

(3) 提出期限 令和8年8月5日（水）17時必着

(4) 提出先 長門市観光スポーツ文化部スポーツ文化交流課文化財保護室 （長門市東深川 2660 番地 4）

6 質問の受付及び回答

本業務及び本プロポーザルに関し、質問がある場合は、以下のとおり【様式4】質問書により、発注者に提出すること。なお、質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(1) 質問の方法

【様式4】質問書により電子メール又はFAXで提出すること。なお、提出にあたっては、質問書が到達していることを電話により速やかに確認すること。また、電子メールの件名は「長門市文化財保存活用地域計画策定支援業務質問」とすること。

(2) 質問の受付期間

令和8年7月24日（金）17時00分まで（必着）

(3) 質問書の回答

令和8年7月30日（木）に長門市公式ホームページに回答を記載し、公表する。
（回答の際は、質問者を特定できないようにします。）

(4) その他

質問に対する回答は、実施要領等の追加とみなす。
質問又は回答の内容が、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるもの、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。
質問は企画提案等の作成に係る質問に限るものとし、本業務及び本プロポーザルに関係のない内容、または、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けない。

7 参加資格確認結果通知

申込みを行ったすべての事業者に対し、次のとおり結果を通知します。

- (1) 通知日 令和8年8月12日（水）に通知する。
- (2) 通知方法 電子メールにより通知した後、本文書を郵送する。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書表紙【様式5】

イ 提案書（イメージ図を含む）【任意様式】

別紙「長門市文化財保存活用地域計画策定支援業務提案評価基準書」を参考に具体的な実施方法を記載すること。

- ① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは11ポイント以上とすること
- ② 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
- ③ 提出書類はA4縦長ファイルに綴じたもので、用紙の大きさはA4版又はA3版（A3版はA4版折込）とすること。
- ④ 提案書は、仕様書に基づいた内容を具体的に記載すること。

- ⑤ 提案者において追加したい事項がある場合には、適宜の記載を認める。なお、提案にあたっては、仕様書の記載の仕様を満たすことを基本とするが、満たせない事項がある場合には理由及び代替案を記載すること。

ウ 業務工程表【任意様式】

エ 業務実施体制調書【様式6】

オ 価格提案書【任意見積書様式・要社印】

合計金額のほか、積算内訳を記載すること

合計欄には、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと）
- (3) 提出期限 令和8年8月28日（金）17時必着
- (4) 提出先 長門市観光スポーツ文化部スポーツ文化交流課文化財保護室
- (5) 提出部数
正本1部、副本1部、電子データ（CD-R等の記録媒体に保存）1部
電子データについては、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

9 提案書に対する質問状の送付

本プロポーザルではプレゼンテーションを実施しない代わりに、提案書に対する審査委員会からの質問状を電子メールにより送付します。質問に対しての回答を検討され、下記のとおり提出すること。

- (1) 回答方法 電子メール
- (2) 回答の提出期限 令和8年9月11日（金）17時必着
- (3) 提出先 長門市観光スポーツ文化部スポーツ文化交流課文化財保護室

10 優先交渉権者の選定

- (1) 選定方法

提案書及び見積金額により提案内容を別紙「長門市文化財保存活用地域計画策定支援業務提案評価基準」に基づき、審査委員が評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

最も高い点数の提案者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な提案者を優先交渉者として選定し、金額も同額の場合は選定委員の多数決により選定する。

- (2) 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者選定後、提案書を提出した全提案者へ通知する。また、優先交渉権者名及び評価点数を本市ホームページに公表する。

なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には一切応じない。

11 契約手続きについて

本業務の優先交渉権者として選定された事業者と随意契約の交渉をおこなうものとする。

- (1) 提案内容に基づいて当該業務の仕様等について精査・調整・協議を行い、両者の協議が整った場合、契約を締結するものとする。
- (2) 契約する際の仕様については、提案書及び前記(1)を盛り込み作成する場合がある。
- (3) 提案資料及び提案内容については、見積金額で実施できることを確約したものとみなす。
- (4) 優先交渉権者との協議が整わない場合は、次順位の提案者と順次契約に関する協議を行うことができる。

12 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 書類提出後の訂正、差し替えは、本市から指示があった場合を除き認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
- (4) 本プロポーザルにかかる費用については、すべて参加申込者の負担とする。
- (5) 参加意向申出書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退するときも含む。）は、プロポーザル参加辞退届（様式7）を提出すること。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たしていない場合又は不備があった場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ③ 実施要領に指名した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
 - ⑤ 選定結果に影響を与えるような不正な行為又は不誠実な行為を行った場合
 - ⑥ 提案書に対する審査委員会からの質問に回答しなかった場合
 - ⑦ 価格提案書の金額が、上限額を超過した場合
- (7) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施する。
- (8) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書については、本市が必要と認める場合には、本市は事前に通知することにより、その一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (9) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (11) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な業務内容は提案書に記載された内容を反映しつつ、本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (12) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他やむを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期または中止することがある。その場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

1 3 提出・問い合わせ先

〒759-4101 長門市東深川 2660 番地 4

長門市観光スポーツ文化部スポーツ文化交流課文化財保護室

TEL：0837-22-3703

FAX：0837-22-3700

E-mail bunkazai@city.nagato.lg.jp